

日本労働年鑑 第54集 1984年版
The Labour Year Book of Japan 1984

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

8 空港・新幹線公害闘争

和解交渉に入った大阪空港公害訴訟

大阪空港公害訴訟は、大阪空港に離着陸する航空機の騒音や振動によって被害を受けた住民が、国を被告として提起したものである。一九八一年一二月、最高裁判決によって、午後九時以降の夜間飛行の差し止め請求は却下されたものの、過去の損害賠償請求は認められた。

この最高裁判決のあと、大阪地裁に係属する第四次訴訟、第五次訴訟(原告数三八二八人)は併合され、一九八二年七月、審理が始まった。同年一〇月には現場検証がおこなわれたが、その後、裁判所から原被告双方に和解の打診があり、裁判所のあっせんによる第一回和解交渉が一九八三年五月一四日におこなわれた。

和解交渉で問題になったのは、(1)原告の損害賠償金額、(2)「午後九時以降の飛行禁止」の和解条項化の二点であった。原告・住民側は、賠償金額よりは、悲願としている「午後九時以降の飛行禁止」を重視しており、これを和解条項のなかに盛り込むことを強く主張した。これにたいし、国側は、和解条項に明文化することには難色を示したものの、「運輸大臣談話による夜間飛行禁止措置の表明」ならできるとの意見を述べたと伝えられた。原告・住民側の要求にたいし、国がどこまで誠意をもって応じるかは、なお予断を許さず、和解の成否もこれにかかっているものの、この和解交渉により、一四年間争われてきたこの大型裁判は、全面解決へ向け大きく一步を踏み出した。

名古屋新幹線公害訴訟で国鉄が国労組合員らを処分

名古屋新幹線公害訴訟は、名古屋高裁で審理され、立証活動は順調に進行してきた。

名古屋高裁は、一九八三年五月二六日、現場検証を実施したが、原告・住民側弁護団は、これに先立ち、国鉄にたいし、新幹線の減速による騒音削減効果をみるため検証当日の減速運転をするよう要請した。国鉄はこれを拒否したが、国労と動労は、従来からの新幹線公害訴訟支援の立場から、この要請を受けて、検証当日、減速闘争を実施した。

これにたいし、国鉄当局は、同年七月九日、所定の運転規則に反するものとして、戒告処分二人を最高とする国労・動労組合員六三人を処分した。これまで減速闘争については、春闘など各種闘争にたいする処分を含むかたちでおこなわれたことはあったが、新幹線公害訴訟にからむ減速闘争についてだけの処分は初めてであった。

この処分にたいし、国労は、「減速すれば騒音・振動がどれだけ軽くなるかの裁判所による検証さえ当局は拒否した。企業犯罪の内部告発や住民との共闘は労組の重大な任務であり、公害差止め判決を目指し、原告団への支援を一層強めていく」との抗議声明を発表した。また、原告団も、全国の公害被害者団体などに呼びかけて、国鉄当局による不当処分にたいし嚴重抗議の申し入れ行動を

おこなった。

損害賠償は認めた厚木基地公害訴訟判決

米軍と陸上自衛隊が共同使用している厚木基地の航空機による騒音・振動に苦しむ住民が提起した厚木基地公害訴訟の判決が、一九八二年一〇月二〇日、横浜地裁で言い渡された。

この裁判では、日米共同使用の基地にたいする午後八時以降の夜間飛行差し止めが焦点となっていたが、判決は「自衛隊機の運行は防衛行政権の行使であり、差し止めは防衛行政権の発動を求めることになり、民事訴訟の請求としては不適法」とし、また、「米軍機は安保条約に基づき米国の権限で離着陸しており、その運航に関しわが国の民事裁判権は及ばず、国に対し、安保条約上の義務履行行為に触れる米軍機の離着陸について制限させることを求めることは法的に不能を強いるもので、不適法」として、自衛隊機、米軍機のいずれの夜間飛行差し止めの請求も却下した。

しかし、過去の損害賠償の請求にたいしては、「米軍機、自衛隊機が本件飛行場を利用することで、騒音を発生させ、周辺住民に受忍限度を超えた精神的苦痛を与えている。飛行場の設置・管理者である国は、原告らに国賠法に基づき、慰謝料を支払う責任がある」として、これを認めた。

この判決が飛行差し止めを認めず、過去の損害賠償を認めたという点では、一九八一年七月の横田基地公害訴訟判決や同年一二月の大阪空港公害訴訟最高裁判決と同様であった。

この判決に先立つ一九八二年七月二一日、米軍機の騒音に苦しむ横田基地周辺の住民で組織する「横田基地公害訴訟団」は、夜間飛行差し止めと損害賠償を求めて、第三次訴訟(原告六〇五人)を東京地裁八王子支部に提起した。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1984年版(第54集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
